

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産、役務等の特殊性等</p> <p>本業務は、ダム取水放流設備工事のゲート設備等の工場製作・現場据付時の施工監理に対し発注者の立場に立ち、機械設備・電気通信設備に関する技術的助言・基礎資料作成を行う業務である。</p> <p>また、今後のダム管理設備工事発注に向けた機械・電気通信設備の設計・施工上の課題を整理し、ダム取水放流設備工事と同様に技術的助言・基礎資料作成を行う業務である。</p> <p>本業務を遂行するためには、ダム全般の設計・積算・施工・管理に関する豊富な知識とダム工事全般の豊富な経験が求められると共に発注者と同等の公益性の確保が必要とされる。</p> <p>特に本業務は、ダム取水放流設備やダム管理設備の設計・積算・施工・管理及び監理・監督に関する豊富な知識及びダム完成後の豊富な運用管理の経験を必要とする。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>独立行政法人水資源機構は40年以上にわたり、ダム工事の発注を行っている唯一の公益法人であり、大規模な水資源ダムの建設・管理など公益的な業務を進めてきた法人である。</p> <p>水資源機構では平成17年4月に水資源機構の技術力の継承・向上を図るため技術研究研修センターを設立し、平成20年4月から組織改正により総合技術センターに改め、その豊富な知識や経験を踏まえた技術力を活用し、他県のダム取水放流設備工事やダム管理設備工事の発注支援や工事監督支援を行い、国や県に準ずる公益的な立場で業務を受託している。</p> <p>また、水資源機構は、現在、33ダムの運用管理を実施しており、豊富な経験と知識を有している。</p> <p>以上のとおり、独立行政法人水資源機構は、本業務に関する専門性を有し、ダム取水放流設備工事の施工監理及びダム管理設備工事の発注準備に関して、発注者支援業務を委託することができる唯一の団体である。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。